

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行の完了について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等と認められる次の建築物に対する必要な措置について、行政代執行法第 2 条に基づき行政代執行を実施しました。

1. 特定空家等の概要

- (1) 所在地 紋別郡湧別町中湧別北町 224 番地
- (2) 所有者 北海道内在住者
- (3) 用途 倉庫
- (4) 構造等 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 54.54 m²
- (5) 建築年 昭和 22 年

2. 代執行の内容

- (1) 措置内容
 - ア 空家等の除却
 - イ 屋内の動産の撤去
 - ウ 屋内、敷地内の瓦礫の撤去
 - エ 立木の伐採
- (2) 施工業者 沢口産業株式会社
(紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 3015 番地の 5)
- (3) 費用 工事請負費 1,980,000 円

3. 代執行の実施期間

令和 4 年 12 月 2 日から令和 5 年 1 月 10 日まで

4. 代執行の状況



執行前



執行後